

令和7年度滋賀県食の安全・安心審議会 開催概要

1 日時

令和7年8月26日(火)10時～12時まで

2 場所

大津合同庁舎 7-A会議室

3 出席委員

伊東委員、大崎委員、工藤委員(会長)、小島委員、佐々木委員、澤田委員、
田村委員、富江委員、福田委員、三好委員、山田委員、山本委員、渡辺委員

4 欠席委員

伊藤委員、田邊委員

5 事務局

山田健康医療福祉部長、並河生活衛生課長、北川食の安全推進室長、東野参事、
土江主幹、和田副主幹、森本主査、中村主任技師、栗原副主幹

【関係各課】

県民活動生活課(吉岡主任主事)、健康しが推進課(井上主幹)、薬務課(河部主任
技師)、みらいの農業振興課(小松参事)、水産課(佐々木技師)、畜産課(中西主
任技師)、保健体育課(成田指導主事)

6 内容

《開会》

- 1 健康医療福祉部長あいさつ
- 2 委員紹介・会議の成立報告
- 3 議題

(1)(第3次)食の安全・安心推進計画

(令和6年度取組実績、令和7年度取組計画)

(2)食品衛生法施行規則の一部改正について

(3)令和7年度県政モニターアンケートの結果について

《閉会》

生活衛生課長あいさつ

7 議事

会長が議長となり議事に入りました。

(議長)

それでは、まず議題(1)に入る前に、(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の概要について、簡単にご説明願います。

(事務局)

※資料4について説明

(議長)

それでは、議題(1)の(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(令和6年取組実績および令和7年取組計画の施策1～6)について、説明をお願いします。

(事務局)議題(1)の説明

※資料5について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の令和6年度取組実績および令和7年度取組計画の前半部分の施策1～6についてご質問はありますでしょうか。

(委員)

まず、1ページの施策1の多人数への食事提供施設を対象とする模擬訓練の実施についてですが、学校給食の関係者の方々を対象とされているのですが、訓練の場所がピアザ淡海ということでしたので、具体的にどのような訓練をされたのか教えてください。

次に、8ページの施策4の評価ですが、基準値未満で検出された事例が24検体とのことですが、これは、ポジティブリストで定められてる基準値以下という認識でよろしいでしょうか。また、使ってはいけない農薬が使用されている農産物が検出されなかったか、基準値以下でも使ってはいけない農薬が使われていないか確認できているか教えてください。

また、同様に水産用医薬品についても、魚に使ってはいけない医薬品が使用されていないか確認できているか教えてください。

最後に、最近問題となっている PFAS という有機フッ素化合物ですが、まだ国の方の環境省等で調査をされているのかと思いますが、県の方で来年度以降、何らかの食品、飲料水等で検査をされていくことはお考えでしょうか。

(事務局)

1点目の模擬訓練についてですが、昨年度ピアザ淡海で実施しました模擬訓練につきましては、学校給食センターの調理員さん等、実際に現場で働かれている方を集めて行いました。人数がかなり多かったということがあり、会場をピアザ淡海で実施しました。

具体的な内容としましては、こちらの方で仮想のシナリオを作成いたしまして、ノロウイルスによる食中毒を疑うような事例が発生したときに、学校給食センターとしてどのように対応するかを、シナリオに沿って個別具体的に考えていただくというものです。初動対応としてすべき事項と食中毒が発生した場合の今後の再発防止策について、皆さんと一緒に考えさせていただいたという訓練でございます。

(事務局)

2点目の残留農薬の関係について、御認識のとおりであり、ポジティブリストで使用が認められているものについては、それぞれの野菜ごとに設定された基準値を確認しており、24 検体については、基準値未満の検出となります。また、使用が想定されていない物質は検査しておりません。

(事務局)後日、回答します。

＜後日以下のとおり回答＞

今回実績として挙げている水産物の水産医薬品残留検査は対象物質を指定して行う検査となります。このため、ご質問のような使用が想定されていない物質は検査検出の対象外であることをご理解いただければと思います。

(事務局)

最後のご質問の PFAS についてですが、食の安全という部分についての回答になりますが、ミネラルウォーター類に関して基準値が設定される予定です。これにつきましては検査を実施する方向で検討をしていく考えです。

(委員)

食品には含まれてこないというふうに考えていいのでしょうか。

(事務局)

基準として設定される予定をされているのがミネラルウォーターの一部ということで、その他の食品には含まれることは今のところ想定されていないと認識しております。

(委員)

二つ質問があります。一つは施策3の GAP の話です。私も少し前から言葉は承知しておりましたが、今回の資料でなるほどと思ったことがあります。最近、知り合いになった農業法人経営者の方とコミュニケーションすることがあり、「(GAP に)取り組まれていますか」とお伺いしたところ、「GAP 認証自体は目指していないが、GAP 認証の内容の色々な項目を意識しての取り組みをしています」という回答でした。

そのような場合の支援の一環として GAP 指導員の仕組みを知りたいと思いネットで検索しましたが、うまくヒットしませんでした。

次に生成 AI で調べてみましたが、滋賀県でどういう対応があるという内容は得られませんでした。具体的な情報が取れなかったことから、まだ関連の発信をあまりされてないと理解しました。

ここからは意見になりますが、県の方で、いろんな取り組みをされている内容があるとの認識ですが、検索したときに、ストレートに出てこなくても何か手がかりが表示され、県民の方あるいは県外の方が滋賀県でどんな取組をしているのかということがある程度わかれば安心されることが多いと思います。そのような視点で、その情報発信をより積極的にされるとよいと思いました。

二つ目は、HACCP についてですが、義務化になったものの、なかなか従わない方もおられ、県も対応が大変だと思います。経営されている方からすると、資金繰りも含めて対応することがたくさんあり手が付けられていない場合も多く、また、決まっているから対応するという方も多数と考えます。その中の何割かの方でも「HACCP はやっという方が何かいいことがある」ということを感じていただけのような県からの支援、例えば外に貼れるようなポスターとか、あるいは店内におけるパネル等で、HACCP に取り組んでいる店であることをお客さんに

アピールして、そのような取組みをされた方が得をするという、やりたくなる、モチベーションが上がるような支援を検討されてはどうでしょうか。言い換えますと、やらなければならないという理解の方がやる気になるにはどうすればよいかを考えていただくことを期待しています。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。ご意見の通り、情報発信というところでは、そのような状況かと認識しております。「できるだけ情報発信していこう」というご意見に対しては、生産者に対しての情報発信が中心になるという思い込みがありました。委員の方からご意見ありましたように、やはり消費者、一般の県民の方々でも情報発信する必要があるのかなと認識しましたので改善したいと思います。

(委員)

色々努力されているものがありますのでさらなる取組みをよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に HACCP のことで、ご提案いただきましてありがとうございます。それは考えさせていただく部分だとは思いますが、どうしても行政としては、義務で実施していただくという部分があり、全事業者が実施することになりますので、今、実施していることに対して「よくやった」というのは非常に難しいところであります。ただ、現状、食品衛生協会や関係団体では、五つ星事業等で頑張っておられて、事業者を認証する制度があります。そういったものでモチベーションを上げていただく方法ですとか、HACCP に関しての対応で言いますと滋賀県 HACCP 適合証明制度というものがあり、HACCP を非常に細かいところまでやっておられる事業者に対して、HACCP をきちんとされてることを証明するという制度がございますので、それを活用されている事業者さんもおられます。

(委員)

HACCP については、大規模な会社は意識も高く、コンプライアンスのこともありますので、ほとんどの事業者は実施されるとは思いますが、中規模・小規模の企業がどれだけ実施されるのかなと感じるところがあります。

確かにおっしゃる通り義務になったものを「よくやった」というのは難しいかもしれませんが、滋賀県の情報発信の中で支援のようなものがあると、取り組んで

みようと思ったださる方が増えるのではないかと考えます。最近では、企業の中でも、如何にやる気になってもらうかというところが、業界、立場に関わらず大事になってきています。そういった視点を行政の方々にも持っていただけると、何か見方が変わるかもしれないと理解しています。

(事務局)

先ほど団体の取組・制度について、紹介いたしましたが、山本委員から食品衛生協会の取組について、何かご存じのことがあればお話しいただけますでしょうか。

(委員)

食品衛生協会は、滋賀県内の会員数が4000名弱ございまして、その中で知事委嘱のもとで活動している食品衛生推進員は600名おります。また、県の食品衛生協会の会長の委嘱を受けた食品衛生指導員として活動している者が600名おります。

活動内容としましては、600名が会員の施設を年2回巡回しており、HACCPに沿った衛生管理を取り入れて営業しているかどうか、そして、食品衛生法が令和3年に改正されましたので、改正に伴った設備を整備しているかどうかの確認をしています。その他、8月のお盆前ぐらいに、県内8支部ありますが、支部ごとに食中毒の啓発活動を行っております。

また、ノロウイルスの講習会など、講師を招いて各支部で年1回、県全体の事業といたしましては年1回の講習会をしており、これらが主だった活動内容となります。

(事務局)

ご紹介いただいたような団体活動の中で、HACCPに取り組んでおられれば認証する、表彰するというような制度があり、食品衛生の向上に関わっていただいております。

(議長)

原則的には、インセンティブを提供して実施してもらうというより、すべての事業者に取り組んでもらう仕組みが重要ですが、ご紹介いただいたような取組をうまくもって県民に伝えていただけたらと思います。

それでは、次に議題(1)の(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(令和6年度取組実績および令和7年度取組計画の施策7～14)について、説明をお願いします。

(事務局)議題(1)の説明

※資料5について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の令和6年取組実績および令和7年取組計画の後半部分の施策7～14についてご質問はありますでしょうか。

(委員)

質問が4点あります。1点目は、資料5の19ページの施策9の不安感の高い食品や物質検査の実績についてですが、これは(第3次)食の安全・安心推進計画の冊子における5ページの「食品に対して不安を感じている項目について」に反映されている部分かと思いますが、資料5の19ページの評価の多くの県民が不安に感じると回答した食品の中からというのは、これは(第3次)食の安全・安心推進計画冊子の5ページの「使用されている食品添加物」あるいは「輸入農産物に関する残留農薬」についての検査でしょうか。

(事務局)

御認識のとおりです。後ほど県政モニターアンケートの結果について説明いたしますが、県政モニターアンケートで輸入農産物を食品添加物に対する不安感が高いと回答された方が多かったので、食品添加物と輸入農産物の残留農薬等について検査を行っています。

(委員)

2点目です。この結果についての情報提供の方法ですが、こちらは資料5の28ページの施策14でしょうか。資料5の29ページの評価の「正しくわかりやすい情報提供に努めていきたい」という項目とも関連しますが、具体的にどのような人を対象に、どのような情報提供をホームページ以外でしているのか教えてください。

(事務局)

県ホームページ以外では、「しらしが」というLINEやメールで、登録者に対して

周知をしているところでございます。

(委員)

3点目ですが、資料5の26ページの学校給食での地産地消の推進についてですが、令和6年度の使用実績は55.8%、令和7年度の計画では52.6%を維持・向上するとありますが、令和6年度の実績が55.8%にも関わらず52.6%という数字を目標とされている。

また、資料5の27ページの評価では、ふなずし講習会参加者数が当初820人が目標値でしたが、令和6年度の実績では876人となり、令和7年度は、目標値が850人に増えています。

つまり、このように目標値を増やすことも可能かと思いますが、学校給食に関しては52.6%にとどまっている理由は何でしょうか。

4点目ですが、学校給食を通じて、子どもそしてその保護者に対する情報発信をすることは非常に効率的だと思いますが、ここを連携して利用するというようなお考えはないかということをお聞きしたいです。

(事務局)

学校給食での地産地消の推進の目標値52.6%維持・向上についてですが、この施策ができた時の令和6年から令和10年度の目標値が52.6%維持・向上としていたので引き続きこれを目指していきたいということで目標値としております。

学校給食での地産地消を図るためには、研修会を通して、実情に応じた取り組みをお願いしていますし、地産地消の推進を図るための勉強会も実施しています。

(事務局)

学校給食の連携をして、周知していくことについては、また関係課と相談しながら検討していきたいと思います。

(委員)

資料5の23ページになりますが、令和7年度計画の手洗い指導を行う手洗いマイスターの育成にも力を入れるという文言がありますが、手洗いマイスターは、

日本食品衛生協会から資格が与えられます。新型コロナの時に「手洗いが非常に重要だった」ということが言われています。

それからこの手洗いマイスターの育成を当協会も行っておりませんでした。来月 9 月 17 日に講師をお招きし、推進員を対象とした手洗いマイスター養成講習会を実施し、県下で 40 名程度を養成する予定をしています。補足説明です。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

施策 1 から施策 14 の令和 6 年度実績と令和 7 年度計画を説明いただきましたが、これだけの検体の調査なり、実績を積みまれていること自体が素晴らしいことだと思います。作る側の生産者から、流通段階であります販売者、最終的にはそれを消費する我々が口にする場面までの 3 段階全てにおいて、こういう形で検査をされているということについて、滋賀県は素晴らしいなと思いました。

そのため、私は例えば他府県と比べて「滋賀県はここまでやっているのだよ」と、先ほど委員がおっしゃったように、やはり製造者も販売者も消費者も「ここまで安全で安心して、食ができる」という実績は一度、比較するべきだと思います。

滋賀県民がどこの段階でも安心できるよう、こうして調査をしているんだと、滋賀県はその点を大きくアピールする。滋賀県は長寿県なので、もっともっと食や健康に結び付けて「住みよい町なんだよ」と取り組んでいる内容をアピールしてはどうかと思います。

例えば、ノロウイルス食中毒であっても、いろんな形でこれは残念ながら発生しますが、その件数も他府県と比べて、滋賀県は少ないかとか、そういう実績があれば、私はどんどんアピールすべきだと思います。ぜひ前向きな広報をやってほしいと思います。

(事務局)

現状についてどういう状況にあるか確認がまだできていませんが、確認していけたらと思います。

(議長)

本当はもう少しお聞きしたいですが時間もありますので、後で時間が余ればご意見をお伺いしたいと思います。

次に、議題(2)の食品衛生法施行規則の一部改正についてについて、説明をお願いします。

(事務局)議題(2)の説明

※資料6について説明

(議長)

今までだったら人がいるところでの基準はあったのですが、人がいない上、全自動での基準というものがなくて、今回、国の方でその基準が定められたので滋賀県も基準を定めるということだと思います。

本件に関しまして、何かご意見ありますでしょうか。

ないようですが、まだ、もし最後にでも時間がありましたらご意見いただけたらと思います。

この審議会においては、食品衛生法施行規則の改正内容に合わせて条例改正の手続きを進めていただくということで、承認したいと思います。

次に、議題(2)の令和7年度県政モニターアンケートの結果について、説明をお願いします。

(事務局)議題(2)の説明

※資料7-1および資料7-2について説明

(議長)

県政モニターアンケートの結果について、あるいは先に説明のありました食の安全・安心推進計画の令和6年度実績と令和7年度計画のところ等、御質問等あればお願いします。

県政モニターアンケートの結果についてですが、先ほどの取り組み施策14の中で若い世代に特に情報提供していくということでアンケートをされていたと思いますが、若い方の傾向とか何かありますでしょうか。

(事務局)

すみません。把握できていません。若い方の傾向についても把握するようにしたいと思います。

(議長)

特徴とか、世代、年代別で傾向があればお願いします。

(委員)

この審議会はいくまでも食の安全ということがメインだとは思っているので、若干、食料自給率的なこととは趣旨が外れるかとは思いますが、この施策 25 ページの食への安心感の向上というところについてです。以前、「きらみずき」の計画が 260ha、目標値が令和 8 年度に 1000ha と 4 倍増になるわけですが、これまで 192ha の実績で、今年度 260ha とすると来年その 4 倍というのは、これどういった飛躍というか、あの数字の拡大が背景にあつてのこの数字なのかということをもしよろしければ教えていただけますでしょうか。

(事務局)

端的に言いますと、この 1000ha というのは、「きらみずき」がちょうど令和 5 年に出されたときに、ここまで伸ばしたいということで令和 8 年度の目標にしましたが、かなり野心的といいますか、当初からかなり目標が高いというところで認識していたところでございます。

実は環境こだわり農産物のお米で、今県内に大体 12,000ha ぐらいのお米が環境こだわり農産物で生産されているところでございます。

環境こだわり農産物というのは、単純に言いますと農薬と化学肥料を半分ずつというところで規制しており、この「きらみずき」についてはできるだけオーガニックで化学肥料と農薬を全く使わないようなものを目指すというところで、いわゆる有機農業であるオーガニック栽培、もしくは農薬を使うとしても除草剤だけとなっています。

なお、補足ですが農薬は、虫を殺す殺虫剤、病気を殺す殺菌剤、草を抑える除草剤の三つにわかれています。

繰り返しますとオーガニック栽培は、いわゆる化学肥料と農薬を全く使わないか使っても除草剤だけとなっています。

つまり、生産者にとっては、通常のこだわり農産物よりも、さらにハードルが高く難しい栽培品種となっております。

そのため、1000ha という目標にしていますが、かなり生産者にはご苦労いただいて栽培を導入しているところです。

ただ一方で、そういったことをすることで、生産者や消費者の方にも非常に評価されている部分がありますので、面積自体は伸びているというところでご理解いただければと思います。

(議長)

基本的に目標値が年度の中で変更していくということはないということによろしいでしょうか。

(事務局)

1000ha は、どちらにしても令和 8 年度に達成しなくても、一定の目標面積としておりますので、現段階では変更はしません。

(委員)

補足いたします。1000ha という目標は、今、日本の穀物検定協会が食味ランキングというのをやっていますが、滋賀県の「みずかがみ」は、特 A を取っています。その特 A を取得するために、一つの品種1000ha を作っていないと、そのランキングに応募できないのです。そのため、当初、「きらみずき」ができたときに1000ha を目指して、食味ランキングで特 A を取ろうと、県と JA と一緒になって進めてきたところがありました。ただ、今の説明にありましたように、殺虫剤と殺菌剤が使えないという非常に高いハードルのため生産者が伸びない現状です。

今、これだけ高温で、東南アジア以上の気候になっていますが、やはりカメムシが出てきたり、いろんな病気が日本の中でも起きている中で、殺虫剤、殺菌剤を使えないので、大変生産者は苦労していますから、やっぱりそこまで伸びないということが分かってきたという状況です。

しかしながら、いずれは 1000ha を作りたいということだけは分かっていたきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(委員)

色々な情報発信をされているというお話が各項目で出てきますが、例えば、発信後に SNS とか Web で、どのようにアクセスされているか、その統計データは取っておられますか。

(事務局)

情報を管轄している課でアクセス数のデータを記録していますので、そこで確認はできます。

(委員)

食関係はかなり情報発信を積極的に進められていると思います。私が情報発信をしている立場だったら、どういう情報発信が効果的であったか、どこから人が情報を入手しているのかということを知りたいと考えます。一般的に URL を手掛かりにそこを見に来た人の数(アクセス数)はわかりますが、それだけではどの情報を経由してアクセスしてきたのかがわかりにくいと思います。

詳細となりますが、例えば、しらしがに掲載した記事のリンク先と、何らかのパンフレットに載せた QR コードからアクセスしてきたリンク先のランディングページを分けておき、すぐに目的のページ転送される仕組みにしておけば、元々の記事のリンクからアクセスされたか、どの記事からどれほどのアクセスがあったかが全部わかります。

そうすることで、どの記事が効果があるのかよく分かるので、発信する側もモチベーションが上がりますし、受け取る側がどういうところをよく見ているかということも把握できます。せっかくの良いコンテンツを出しておられるので、そこを上手く使われるといいなと思います。

もう一つは、食品検査についてです。先ほどからもいろんな質問が出ていますが、「滋賀県+食品検査」で検索すると検査についての各種の情報がたくさん出てきて、結局どこを見ていいか分からない状態にあるとの認識です。

最後の方で、食品添加物や農薬の専用サイトを作られたことも資料に記載されていましたが、それもどこに掲載されているか分からなかったので、滋賀県の食品の安全や検査に関わるポータルサイトを作っていただいて、そこに行けば小学生でも専門家でも、県がどういう取組をしているのかの各種の情報へのリンクから全部分かるようにするとよいと思います。

県だけでなく、色々な関わりのある団体が分かるとか、それをまとめておくですっきりします。また、これから先は、検索といっても、皆が1つ1つの項目を確認せずに、生成 AI を使って情報収集するようになりますから、滋賀県のポータルサイトを生成 AI が信頼できる情報ソースとして使ってくれたらとても存在感も上がりますし、ソースを重視してくださる人は皆、そこを見るようになると思っています。

最近はそのような形で流れが、大きく変わってきているので、県の方で発信されているコンテンツをより上手く届けられるように工夫されたらと思いました。

(事務局)

昨年度の審議会の際にホームページのランディングページに周知したい記事を掲載するとよいという助言をいただきましたので、ホームページのなるべく浅い層に情報を掲載するようにしました。

項目が多いので時間はかかりますが、地道に構成について改善すべきところを検討していきたいと思います。

(議長)

他はいかがでしょうか。

(委員)

色々、ご提案ありがとうございます。私の方からは地産地消の推進施策 13 のところから少し意見をさせていただきたいと思います。

全体的に施策を見せていただいて、学校給食や手洗い教室など、小さい子ども向けの情報発信ということで推進されています。

その中で地産地消についても同じ学校給食のところで推進されておられます

が、滋賀県は他府県からの転入者や、従事されている方も沢山おられます。そのため、地元の商品を知っていただけるよう子どもだけでなく大人も含めた県民に広く伝えるような取り組みをしていただければなということで要望させていただきます。

例えば、おいしがうれしがのキャンペーンの登録業者を増やすだけでなく、やはりそこを消費者に結びつけるような取り組み、例えば消費者に向けたPRや、学習会や交流会で消費者に紹介するなど、そういったことも一つ取り組みとして入っていただけたらなと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

(事務局)

只今、いただきましたご意見を関係課とともに検討したいと思います。

(議長)

皆様、貴重なご意見・提案、ありがとうございました。委員の皆様からご発言いただいたとおりですが、さらに追加で要望すると、例えばその監視・指導の回数ですとか、検査数の達成水準については、目標があってその達成率は示されていますが、回数の達成水準の評価だけでなく、実際の実施や定着度合いなども、検討してもらうことができればと思います。それによって、今後、どういうところに力を入れていかなければならないか、などが分かると思います。

今回は、事前に皆様に質問をいただいてそれに回答する形ではなく、その場で意見を出していただく形でしたが、積極的にご発言いただきまして、ありがとうございました。また、事務局の皆様には、その場でご回答いただくというご負担をおかしましたが、大事な今後の情報発信のあり方や、こういうところをどう考えていけばいいのか、というところの意見を沢山いただけて、よかったと思っております。

そうしますと少し時間も過ぎてしまいましたので、最後に事務局からお知らせをお願いします。

(事務局)

本日は時間の関係もありまして、資料8と9については、説明しませんので、またお戻りになられてからご不明な点等ございましたら食の安全推進室までご連絡ください。

また、来年度の食品衛生監視指導計画につきましては12月頃に照会をさせていただく予定でございますのでご確認のほどよろしくお願いいたします。
照会期間が2週間ぐらいを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
その他の連絡事項はございません。

(議長)

それでは長時間にわたり皆様方、本当にありがとうございました。
これをもちまして全ての議題を終了とさせていただきます。